

## 第 1 1 号議案

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 2 月 1 6 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

議員報酬及び期末手当の額を改めるとともに、平成 3 0 年 3 月に支給する期末手当に関する特例措置を定める必要がある。

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表議長の項中「891,300円」を「892,400円」に改め、同表副議長の項中「755,200円」を「756,100円」に改め、同表委員長の項中「647,100円」を「647,900円」に改め、同表副委員長の項中「617,800円」を「618,600円」に改め、同表上記以外の議員の項中「588,300円」を「589,000円」に改める。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の170」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

附則に次の1項を加える。

14 平成30年3月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の36.29」とする。

附 則

この条例は、平成30年3月1日から施行する。